

# NPO夢バンク事業組合定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本組合は、長野県内のNPO等民間非営利組織の基盤強化に必要な資金、物品、人材支援を行う特定非営利活動法人NPO夢バンクに対する融資を通じて、地域の様々な課題解決のための活動を支援することを目的とする。

### (名称)

第2条 本組合は、NPO夢バンク事業組合と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 本組合は、事務所を長野県長野市に置く。

## 第2章 事業

### (事業)

第4条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動法人NPO夢バンクに対して融資を行う。
- (2) 第1条の目的を達成するための啓発・広報及び情報の提供を行う。
- (3) 前各号の事業に附帯する事業を行う。

## 第3章 組合員

### (組合員の資格)

第5条 次に掲げる者は組合員となることができる。

本組合の目的に賛同する団体、及び20歳以上の個人

### (加入の申込)

第6条 組合員になろうとする者は、別に定める様式の加入申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

### (出資金額)

第7条 出資単位は1口1円とし、10,000口以上の出資を要する。

- 2 前項の要件は、持分の譲受による加入、持分の譲渡、相続による加入、出資口数の減少においても維持されなければならない。
- 3 1組合員の出資口数は、総出資口数の100分の50を越えることができない。ただし、理事会による承認がある場合は、この限りでない。

### (加入者の出資払込)

第8条 出資は、全額払込とする。

- 2 第6条による理事長の承認及び出資金の払込が確認された時点で、組合員になることができる。

- 3 追加出資の申込については、理事長の承認及び出資金の払込が全額確認された時点で追加出資と認められる。

(持分の譲受による加入)

第 9 条 組合員でない者が、組合員から持分を譲受することにより組合員となろうとするときは、第 6 条に準じ、加入の申込をしなければならない。

- 2 前項の場合、理事会の承諾及び別に定める様式により持分を譲受した旨の届出を本組合に提出した時に、組合員となる。

(相続による加入)

第 10 条 死亡した組合員の相続人は、加入申込書により届け出ることにより、相続開始の時に組合員になったものとみなす。

- 2 前項による加入の申し出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。
- 3 死亡した組合員の相続人が、本組合への加入を希望しない場合は、別に定める脱退申請書に記載して、本組合に提出しなければならない。
- 4 前項により脱退した者の持分の払戻については、決算終了後の別に定める時期に行う。

(任意脱退)

第 11 条 組合員は、決算終了後の別に定める時期においてのみ、任意に脱退することができる。

- 2 脱退するときは、別に定める様式の脱退申込書に記載して、本組合に提出しなければならない。
- 3 本組合に不利な事情がある場合においては、理事会の決議により脱退を延期することができる。

(非任意脱退)

第 12 条 前条のほか、組合員は次の事由により脱退する。

- (1) 破産
- (2) 成年被後見人
- (3) 除名
- (4) 解散
- (5) 第 7 条第 1 項に規定する要件を満たさなくなったとき

(除 名)

第 13 条 組合員が次の各号の一つに該当するときは、総会の議決により除名することができる。ただし、この場合、当該組合員に総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 組合事業及び特定非営利活動法人 N P O 夢バンクの事業の妨害を行ったとき
- (2) 法令等に違反し、本組合及び特定非営利活動法人 N P O 夢バンクの信用を失墜させ

るような行為を行ったとき

(出資口数の減少)

第 14 条 組合員は、出資口数を減少することができる。

- 2 出資口数を減少させるときは、別に定める様式の出資口数減少申込書に記載して提出しなければならない。
- 3 出資口数を減少できる時期は、第 11 条第 1 項を準用する。
- 4 本組合に不利な事情がある場合においては、理事会の決議により出資口数の減少を延期することができる。

(持分の払戻)

第 15 条 組合員は、出資口数の減少又は脱退の場合、その持分の払戻を受けることができる。

- 2 払戻の額は、決算終了後の組合財産の状況を勘案し、出資者間の公平を保つよう考慮したうえで、理事会の決議により決定する。
- 3 持分の払戻は、総会終了後速やかに行う。ただし、第 11 条第 3 項又は第 14 条第 4 項の規定により延期した場合は、理事会において脱退又は出資口数の減少が認められた時に遅滞なく払い戻すこととする。
- 4 出資額を上回る払戻しはしない。

#### 第 4 章 役員及び事務局

(役員の数及び選任等)

第 16 条 役員の数等は、次のとおりとする。

- (1) 理事 8 人以内
- (2) 監事 2 人以内
- 2 理事のうち、1 人を理事長、2 人を副理事長とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

(職 務)

第 17 条 理事長は、本組合を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の決議に基づき、本組合の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) 本組合の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前 2 号の規定による監査の結果、本組合の業務又は財産に関し不正の行為又は

法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本組合の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(事務局)

第18条 本組合に事務実務を遂行する事務局をおくことができる。

2 事務局には、事務局長及び事務局員等の職員若干名を置くことができる。

3 事務局長は理事会において指名される。

(役員任期)

第19条 役員任期は就任後2年内の最終の決算期に関する通常総会の終結時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、補欠役員任期は、前任者の残存期間とする。

3 前二項の規定にかかわらず、役員は任期満了後であっても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

## 第5章 総会及び理事会

(総会)

第20条 総会は、組合員により構成し、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、事業年度終了後2ヶ月以内に招集しなければならない。

3 臨時総会は、理事会が必要と認めるときはいつでも、招集することができる。

4 総会は、理事長が招集する。

5 総会の議長は、理事長が理事の中から指名する。

6 総組合員数の2分の1以上の組合員から要求がある場合、本組合は総会を開かななければならない。

(総会招集の手続)

第21条 総会の招集は、会日の1週間前までに、会議の目的たる事項、日時、場所を記載した書面又は電子メールにより組合員に通知しなければならない。

(総会の議決権)

第22条 総会の議決権は、出資口数にかかわらず、1組合員1議決権とする。

2 総会の決議は、この定款に別の定めがある場合を除いて、出席組合員の議決権の過半数によって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 組合員は、第21条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、書面又は電子メールをもって議決権を行使し又は他の組合員を代理人として表決を委任することができる。

(総会の議決事項)

第 23 条 総会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 定款の変更
- (2) 事業報告及び決算の承認
- (3) 解散

(理事会の招集、権能等)

第 24 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事会の決議は、出席理事の過半数により決する。
- 3 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。
  - (1) 持分譲渡
  - (2) 脱退
  - (3) 総会に付議すべき事項
  - (4) 事業計画及び予算の承認、変更
- 4 理事会は、定款又は総会決議に基づいて規則を定めることができる。
- 5 理事会は、組合の運営上必要と認めるときは細則を定めることができる。

(理事会の書面決議)

第 25 条 理事は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ通知のあった事項について、書面又は電子メールにより理事会の議決に加わることができる。

(総会及び理事会の議事録)

第 26 条 総会及び理事会の議事については、議事録を作成することとする。

- 2 総会議事録は、議事の経過及びその結果を記載し、議事録署名人が署名又は記名、押印することとする。

## 第 6 章 会 計

(事業年度)

第 27 条 本組合の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日とする。

(事業引当金)

第 28 条 事業引当金は、将来の事業の損失に引き当てるためのもので、その額は別に定める方法によって算定されなければならない。

(剰余金の処分)

第 29 条 剰余金は、次期繰越金として処分する。

(損失の処理)

第 30 条 損失の填補は、事業引当金により充当する。

- 2 前項の規定によっても損失の填補に不足がある場合は、総会の議決により出資口数を減少させることができる。

- 3 前項の規定により出資口数を減少させる場合は、出資口数に応じて同一の割合で、出資口数を減少させる。
- 4 前二項の規定により出資口数が 10,000口を下回った場合は、第7条第1項及び第12条第5号の規定は適用しない。

(解 散)

第31条 本組合は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 特定非営利活動法人NPO夢バンクの解散

(財産の分配)

第32条 本組合の解散のときにおける財産の分配は、出資口数に応じて按分する。但し、出資額を上回る分配は行なわないものとし、分配後の残余財産は、解散の総会において定めた者に譲渡する。

附 則

- 1 設立当時の役員の任期は、第19条の規定にかかわらず、2005年の通常総会の終結時までとする。
- 2 最初の事業年度は、第27条の規定にかかわらず、本組合の設立の日から2004年3月31日までとする。
- 3 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規則及び細則で定める。
- 4 この定款は、2003年10月13日より施行する。
- 5 この定款は、2005年 5月21日に改正、施行する。
- 6 この定款は、2006年11月11日に改正、施行する。
- 7 この定款は、2007年11月10日に改正、施行する。